

第1回高知県困難な問題を抱える女性及びDV被害者への支援協議会 議事概要

令和5年11月6日(月) 14:00~16:00

<事務局からの報告>

- 事務局説明(新法等の概要、ニーズ調査)
- 事務局説明(県計画素案)

<民間支援団体の取り組み>

- 各委員から、所属している団体の取り組み内容について説明

<支援計画等の意見交換>

■事務局

委員からDVの男性被害者について、素案の中に見受けられないのご意見いただいたので、早速修正の作業を始めたいと思う。新法では行政と民間支援団体との連携が重要なキーワードになっている。素案の26ページに「民間団体との連携・協働の推進」とあるが、特に民間支援団体の皆様と行政機関の連携のあり方についてご意見をいただければ。

■委員

指摘したのは素案ではなくタイトル。「困難な問題を抱える女性及びDV被害者支援計画」というと男性が蚊帳の外という印象を受ける。法律の名称から男性が入りづらいと感じた。

DVは男性被害者も意外と多い。高知県は全国でも1番くらい多いのではないかと思う。

高知県は女性が強いと言われるが、強いというよりもお酒の影響もあるのではないかと思う。男性被害者が蚊帳の外になっているが、これまでの県計画は男性に焦点を当てた項目になっており、ソールでも男性相談が始まるなどしているため、これではもったいないと思いい提案させていただいた。

■会長

法律の名称は成立しているものであるが、どうか。

■事務局

新法では女性への支援を考えるものとなるが、DV防止法では男性被害者も対象となり、男性への救済策も考えていくこととなる。この計画は2つの法律に基づくものであるため、計画のタイトルはこのような案にしたが、それに対してはいかがか。

■委員

やはり言葉には引っかかりがある。印象として男性が関係ない感じがする。せめて前後逆

にしてDV被害者への支援が先にくれば、まだ少し印象が違うかなと思う。このタイトルを聞いて、果たして男性の相談がくるかなと思った。

■事務局

また検討したいと思う。キャッチコピーというか、何のための計画なのかというキャッチフレーズのような見せ方も含めて検討したい。

■委員

まず、この短期間で取りまとめを行った事務局へお礼申し上げる。

全体の構成、枠組みについて確認だが、基本目標Ⅰの1番から11番までの項目の中で、3番から11番までについては国の基本方針に準じたもので、つまり1番と2番が県独自のものとして盛り込まれていると思う。

これまでのDV被害者支援計画では、「暴力を許さない社会づくり」といった非常に強い言葉で県民の意識を醸成するという啓発の取組が記載されていたが、それがこの1番に移行されたのか。

2番の地域共生社会については、県の上位の計画に当たるものだと思うが、この計画の中に記載されるのは具体的にどういった内容なのか。地域共生社会の実現に向けて、困難女性やDV被害者支援に関するものだけ抜粋して記載されるのか、県の地域共生社会の実現に向けた方針の解説といった形なのか、位置づけを教えていただければ。

2つの異なる根拠法に基づいたものを統合させたことで、書きづらい部分もあったのではないと思うが、項目の中で、ここが困難女性支援法に基づく計画、この部分がDV被害者支援計画、あるいは両方を対象としたもの、という区別があるのかどうか。

委員からも男性DV被害者についてのご意見があったが、素案3ページには確かに男性やLGBTQの被害者も含むということで、女性に限らず、多様な属性のDV被害者も対象とすることが書き込まれているが、何らかの形でタイトルにも本文にも反映していただければ、実際の支援の現状とも重なるのではと思う。

■事務局

おっしゃるとおり。男性やLGBTQについてはそこでしか触れられていないが、これをどう膨らませるか、支援をどう進めていくのかについての書き込みはこれから対応したい。1番の「女性の人権を尊重する県民意識の醸成」は、想いとしては、DV被害者支援計画にもあった、当然の人権意識を一番最初に打ち出すべきと思っている。

高知型の地域共生社会については、高知県独自の取組を打ち出し、その後は国の方針に沿った構成としている。

■事務局

地域共生社会を一番最後にもってくる構成の仕方もあるかとは思っている。

誰ひとり取り残さないという観点と、国も示している予防という観点、早め早めに気付こうということで、地域全体、周りの方々が意識を変えていかなければ、本人もなかなか声を出すことができない。社会を変えていって、早期発見、予防が大事なポイントかと思っている。

例えばヤングケアラーであれば、本人への支援というより、ヤングケアラーという立場に陥っていることに周りがいかに気付けるかということ。困難女性も多様な課題を抱えているということに周りが気付けるように。

行政の立場では、課題の発見というところでは、周囲の方の力も借りなければ難しいというところもあるため、1番に人権の基本的な考え、2番に地域づくりの項目をもってきたが、そういった方も見逃さないことが大事だということを経験にもってくる構成の仕方もあるのかなと思う。

■委員

おっしゃるように、地域共生社会は地域協働の取組であり、地域の担い手がニーズをキャッチする視点、何らかの形で困っている人にアプローチできる視点を持つことが大事であり、既に県でもソーシャルワーク講座を開始されていると聞いている。

是非その研修にジェンダーに関するアンコンシャス・バイアスや、リプロダクティブ・ヘルスアンドライツについての内容を入れていただきたい。

地域には、世代によっては固定的な性別役割分担意識が根強い方もいらっしゃると思うため、様々な複合的な課題を抱えた方のニーズの発見のところに、ジェンダーに関する知識についての研修など、ソレにも協力いただきながら盛り込むことを希望する。

■委員

基本目標の1番と2番を県独自のものとして盛り込んだことはとても良いと思う。特に1番にリプロダクティブ・ヘルスアンドライツが入っているのがすごく良い。ここは伝わりづらく分かりづらいところで、前面に出して啓発していただけることに希望を感じている。

困難女性支援法は、元々、売春する女性を保護更生させる売春防止法だった。歴史を重ね、女性に対等だという考え方が進んでも法律が止まっていたところを、今回抜本的に変えたということは素晴らしいことなので、それをアピールしたいところ。

また、私も男性DV被害者からの相談を受け、女性が被害を受ける時と、爆発期、ハネムーン期があるサイクルも同じで、男性被害者も同じだと間近に感じた。女性に対する問題を取り上げてきたからこそ男性の生きづらさが分かってきたという経過もあると思う。男性、女性以外の方もいるという意見もあり、女性だけではないという視点も必要ではあるが、まだまだ男女共同参画が必要ということが説明できる力量も身につけておきたいと思った。

■委員

素案 10 ページの「市町村・民間団体の状況」で、婦人相談員が全国に配置されているが、県内は 6 人のみで、市の相談員が配置されていないのは高知県のみという記載がある。発見の部分でまず相談が基本とは思いますが、これを見ると決して十分でないと思える。

高知市以外の市町村窓口は、男女共同参画ではなく人権担当として配置されていて、しかも一般の職員が兼務で相談を受けているという話を以前聞いた。この計画によってどう進めていけるのか。これまで全くなされていなかったところ。郡部でも困っている方がたくさんいると思うので、そういった方へのサポートについて聞きたい。

■事務局

市町村は最も身近な自治体ということで、新法の施行により、各市町村にも計画を作る努力義務があり、女性に関する相談窓口を設置いただきたいと思います。一方で、人材不足、人手がなかなか確保できないという現状が高知市以外の市町村にはある。

各市町村との協議を今後進めるが、市については女性相談支援員の配置を検討していただけないかという協議をしていく。

町村は先ほど地域共生社会のパンフレットでお話した「断らない窓口」を作るが、女性に関する相談も受けるという窓口の標榜をしてもらいたいと考えている。町村では、母子保健の保健師が女性に関する専門知識を持っているため、そういった方を相談窓口配置していただけないかと考えている。各市町村に女性相談支援員を配置するのが理想だが、段階を踏んで、困った方がまずは相談できる体制づくりを進めたい。

■委員

市では分からないが、町村となると狭く、相談窓口知っている人がいると相談しづらいということが想像できる。

DV相談窓口はトイレでも啓発されていて相談しやすくなっていると思うが、県内の相談できる窓口の電話番号や所在地の一覧表を、役場だけでなくスーパーなど色んなところで見られるように、相談しやすくなるようなやり方を考えられないかと思っている。

■事務局

そういった仕掛けも検討したいと思う。町村は近すぎるために相談しづらいということもあり、県としても工夫を検討していきたい。

■委員

計画を見るなかで、市町村の体制づくりが重要と考えている。昨年、一昨年と人権・男女共同参画課と事業を進める中で、町村になると人権の部署と福祉部局が別になっており、情報共有がうまくいっていないことも多いように思う。

各市町村で受けた相談が、人権サイドで情報が止まっていたり、福祉部局で止まって人権の方と共有されていなかったという話を聞いてきたため、人権を含めた包括的な体制づくりが大事で、そういう意味で地域共生社会の取組が計画に入っていることは重要と思っている。

町村では担当に男性職員しかいないなど、女性が相談を受けることが難しく、適切な配置が難しいなかで、男性は女性特有の問題については理解が少ないところもある。私自身も事業をするまでそういった問題を知らず、長澤先生に講義をしていただいて、そういうことがあるんだと知った。市町村の職員がどう意識を高めるかが計画1，2年目には重要になってくると思う。特に意識づくり、知識を広げるということを重点的に取り組んでいただく必要がある。

また、市町村の体制として、相談員がどこに相談できるかということも難しいところで、女性特有のことが出てきたときに、町村で解決できるかという点も難しく、町村内には相談できるところがない。地域の相談機関に相談すれば良いと分かっているけども、相談して良いだろうかと感じたりする。相談員や関係機関のネットワークづくり、顔が見えるプラットフォームづくりが、県域でもいるのではと思っている。

■委員

困難な問題を抱える女性を早期に発見し、というところがあるが、早めに出会うことがとても大事と感じている。所属している団体の支援の中でも、女性が自分で発信することができないなかで、こじれにこじれて、やっと支援者につながっている。つながればまだ良いが、つながっていない方もいると思う。

できるだけ早くつながりたいし、つながった後にはそういったネットワークも必要。

若年層だけではないかもしれないが、今の人たちはみんなネットで情報を探している。相談窓口についてはカードやチラシもかなり配ったが、ネットの検索でヒットして電話やメールの相談につながる方が多い。SNSは有効なツールではないかと思うし、顔が見えないからこそ、男性も女性も人に言いたくないような相談ができるのではないかと、日々相談に携わる者としては感じている。

また、私たちも相談を受けた後、誰かに相談したいとなった時には、関係機関同士のつながりが大事だと感じている。

■委員

相談機関とは別ではあるが、子ども食堂は相談場所として適している。生活困窮の方もそうだが、生活困窮の方の中にはDV被害者も非常に多い。子ども食堂で食事をし、人が少なくなってきたら相談をするという方が意外といる。ちゃんとした相談窓口に行くより相談しやすい。社会福祉協議会さんが関わっているが、子ども食堂への研修で、どういうところにつなげたら良いかを伝えていったらどうかと思う。

あと相談が多いのはスクールソーシャルワーカー。入れる部屋がないかなど、先月だけでも5件は相談を受けた。色々な意味で困っている方に実際に接している方に対して情報を手渡し、つないでもらえる場所をつくれば、もっと掘り起こしができる。

きちんとした形で女性相談支援員を置くという数字も大事だが、その一手手前として、子ども食堂やスクールソーシャルワーカー、民生委員など、普段の生活の中で、色んな形で接する方々に研修や情報提供をして、広めていくことで、拾い上げていくことができると思う。

■事務局

お話のとおりと思う。

子ども食堂にはこれから2つのお願いをしようとしている。1つは誰もが参加できる子ども食堂にしようということ。困っている方だけでなくみんなの居場所として来ていただく。その中で、運営者が気になる方に声をかけて、2つ目に、しっかりつながる仕組みをつくりたいということ。

運営側は必ずしも福祉に詳しい方ではないため、どこに相談したら良いかというのをしっかりつくっていかうとしている。誰でも参加でき、気になる方の把握としてはスクールソーシャルワーカーや民生委員との連携も大事だと思っている。子ども食堂は広がっているので、資源としても大事にしたい。

■委員

相談支援の先として女性相談支援センターの相談体制の強化を打ち出されているが、調査では、ソールの認知度の方が上回っており、この辺りの役割分担が今後どうなるのか、教えていただきたいところ。

相談先が多ければ良いという考え方もあるが、どういう時にどこに相談すれば良いかが分かりやすい方が良いという考え方もあるため、その辺の整理もお願いしたい。

■委員

被害者と加害者の分離措置に関しては、女性相談支援センターの役割が重要になっている。ただ、女性相談支援センターですべてを受けられる訳ではなく、民間団体の協力が必要。

民間支援団体の運営支援という項目があるが、経済的援助や人的支援が充実してこそ役割が果たせるものと思う。県全体でバックアップをお願いしたい。

あと、18ページの「アウトリーチによる支援対象の発見」にはサイバーパトロールについての記載がされていると思うが、アウトリーチは様々な手法で幅広くやっていく必要があると思うため、ここの取組をいくつかは広げてほしい。先ほどお話のあった子ども食堂で話を聞くこともアウトリーチの一つの手法になると思う。

また、最近の事例として、小学生低学年の子どもが親族から性的虐待を受けるなどの案件

が年数件発生するが、今回の調査は高校生を対象としたものとなっており、小中学生、未就学児の情報をどこから取るのか。教育委員会が積極的に関わって、被害を受けている子どもの声を聞くところも大事だと思うため、是非ご検討いただきたい。

■事務局

アウトリーチの取組の拡大や教育委員会との連携は、当然盛り込むべきものと思う。

先ほど市町村の体制づくりについてお伝えしそびれたが、県下5つのブロック別に市町村担当者への説明会を毎年開催しており、新法の施行にあたり、市町村でも体制整備を、というお願いを始めたばかり。市町村のマンパワー不足という話もあるが、既に女性相談支援員のような役割をしている方や保健師もあり、そのような方に女性相談支援員という冠をつけるということもあり得ると思う。

新たに支援調整会議を、県や市町村でも立ち上げることになっている。市町村や関係する支援団体もメンバーに入っただき役割分担を話し合うということでは、地域共生社会づくりの各市町村の取組とも同じだと思うが、そのような形で市町村との連携も強化したいと考えている。

■事務局

先ほどブロック別の会議の話が出たが、各市町村のDV被害者支援、福祉事務所、生活保護、高齢者福祉などの担当の方にお集まりいただき、DV被害者を支援するための研修の機会を持つことにしている。

また、市町村から情報提供をいただく際は、DVと児童虐待が同時に起きていることも多く、要保護児童対策協議会から情報提供いただくことも多い。委員から広域的なというご意見があったが、福祉保健所圏域くらいの単位で、年に1回で十分ではないものの、顔の見える関係を作り、情報交換をしている現状。

現在、市の相談員がいないという件については、売春防止法では市は婦人相談員を置くことができる規定で、置かなければいけない、ということではなかった。新法で町村含めて努力義務となったことで、役割を果たしてくれるところに対し、女性相談のスキルを高めることができるよう、女性相談支援センターとしても、新年度は市町村に対して研修を行ってきたい。

■委員

アウトリーチの取組をしている時に、成人でも子どもでも、これは訴えても良いのだという意識がなければ訴えることはない。

相談するためには教育が必要。これは訴えても良い、これは犯罪だということを言っても良いのだということを伝えなければならない。子どもにはそれが分からないため、子どもに関わる学校、保育園、幼稚園の先生への教育をしていくことも必要ではないかと思う。

また、被害者支援をしていて、小さな町では、役場に相談したことが広がっていくということが実際にあった。窓口での守秘義務と情報共有の範囲を決めておくことがとても重要。相談に来る人が安心して相談できるという、安心感を伝えていくことが必要だと思うため、その点についても盛り込んでいただきたい。

■委員

相談窓口の充実ということが、例えば相談員を増やすことならば、質を高めることとそれを担保することが大事になってくる。相談窓口が十分に対応できていないと、その先の課題解決につながらない。

相談員研修について、様々な機関と連携するなかで、ここが大事だとか、次はこれをやろうといった話ができれば、質の向上にもつながると考える。相談機関の連携というところに、質の確保のための連携についても落とし込めていけば良いと思う。相談の強化は、相談員の質の向上と、それを支援する体制、そのための連携が必要だと思うので、そこを入れていただければ。

■委員

所属団体においては、18歳未満の児童への対応となっており、一番困るのは、18歳になったときに行き場がないといったこと。そのような時に連携ができればありがたいと思うので、よろしく願いしたい。

■事務局

相談機関の研修、資質の向上について2点考えている。1点目は、まず受け止めるということで、女性の相談窓口の支援員の資質を上げていきたい。

もう1点は課題が多様であるということで、個別の課題というより家庭全体の課題を把握していこうということ。相談員一人では解決できないため、各市町村ごとに関係部署が関わる会を持ち、法的には、本人の承諾を得なくても、守秘義務のかかる支援会議となるため、その中でどういった支援が良いのかという検証を行い、相談支援をしていきたい。

■委員

質問だが、18ページの「早期の把握」というところで初めて企業が出てくる。今多くの企業は社会貢献したいという意向であり、支援というところでは幅広くお願いできるところがあるのではないかと。生活困窮にしても当然支援できる場所であるし、企業や企業団体に、支援調整会議に限らないが、企業に知っていただくという意味で、メンバーになっていただくのも良いかと思う。

企業でもハラスメント等の研修を行っているが、心身ともに不調になると、労働災害につながることもある。被害者も行為者も働いていることが多いと思うため、企業にも理解して

いただき、支援していただける場所は「オール高知」で支援していただくように。関係機関だけでなく、様々なところに知っていただき支援いただくということも盛り込んでいただきたい。

■事務局

企業が取組が県としても重要。男女共同参画や固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、男性の育児休業や、文化、意識を変えていくためには、企業そのものに、経営者含めて変わっていただこうということで、県民意識の醸成の部分は、企業にも主役として関わっていただきたい。

10月7日に地域共生社会のフォーラムを開催した際、民間企業に宣言をしていただいた。そういった意識の高い企業に情報を届けながら、女性問題に関心の高い企業も把握できると思うため、官民協働で何が一緒にできるのかということも考えたい。

■委員

企業に取組をお願いしたいこととして、DV被害者や性暴力被害者の支援では、長期にわたる見守りやサポートが必要になってくる。この中長期支援が、日本の被害者支援では比較的弱いところではないかと思う。

企業に何らかの温かく受け入れていただける就労支援であったり、就労しながらスキルを身につける支援であったり、長期的に経済的に自立できるような、そういった役割を企業に検討いただければと思う。実際にDV被害者が県内で社会復帰まで進むかということと様々なパターンがあるかと思うが、県内で自立が実現できるような道筋を、色々なモデルで示していくことも大切と思うのでぜひ検討を。

■事務局

企業の協力をどういった形で得ていくか、就労準備事業ということで企業に受け入れていただいて活躍の場をご提供いただくとか、企業の社会貢献活動についてもご提案いただきながら、民間などとも連携して、それをつないでいく、また、そういった社会資源を私たちがどう見つけていくかということについて、またご意見もいただきたい。

■事務局

企業との連携した事例をご紹介すると、某量販店には必要な物資をご提供いただいている。就労先としても、他人と接しなくて済むような、工場でのお惣菜作りなどにお声がけいただくなどの支援をいただいている。

また、医療機関にはDV相談カードの配布についてご協力いただき、歯科以外の診療所の女性用トイレへのカード設置をしていただいている。そのカードを見て電話したという相談者もあり、企業との連携について広げられるように検討していく。

■委員

相談窓口の重要性や、窓口に関わる人の養成や研修による質の担保という話もあったが、今後、この計画の中に、女性相談支援員あるいはそれに代わる支援者の増加に関し、現状どのくらいの状況か、2年間の短い期間ではあるが、それに対する何らかの達成目標値を設ける予定か。

■事務局

K P Iは非常に大事なところであり考えているところ。具体的には女性相談支援員というのもあり得る。一定整理できれば委員にご相談、ご報告し、個別にご意見もいただきたい。